

[上へ戻る](#)

## 【研修歯科医の待遇】編

(質問)	(回答)
研修歯科医の給料はどこが支払うのか。	研修歯科医が勤務する臨床研修施設が支払います。ただし、臨床研修施設群の場合には、契約方法によりいずれかの施設が支払うかを決定することとなります。
給与、待遇には差があるのか。健康保険には入るのか。	給与及び待遇については、臨床研修施設ごとに決定するため若干差は生じることが考えられますが、研修歯科医が臨床研修に専念できるよう、労働基準法等労働関係法令に規定される労働条件に相当する待遇が確保されることが重要です。給与については、臨床研修施設は研修歯科医に対し、最低賃金額以上の給与を勤務医の初任給との均衡に考慮し支払う必要があります。また、臨床研修施設は、原則として、研修歯科医を社会保険(健康保険、厚生年金保険、労災保険、雇用保険等)に加入させる必要があります。
病院や診療所では研修歯科医以外の新卒採用ができなくなるのか。	診療に従事しようとする歯科医師は、原則として卒直後に1年以上の臨床研修を受けなければなりません。従って、病院や診療所では研修歯科医以外の新卒採用は困難となります。
研修歯科医は保険医登録ができるのか。	保険医登録はできます。なお、保険医登録に関しては各地方厚生局の都道府県事務所までお尋ね下さい。
研修歯科医の休日はどのように扱えばよいか。	臨床研修施設は、研修開始の日から6か月間継続して研修し、全研修日の8割以上出勤した研修歯科医に対して10日以上の年次有給休暇を与えることとなっています。また、臨床研修施設は、研修歯科医に対して、毎週少なくとも1日の休日又は4週間を通じ4日以上の休日を与えることとなっています。

[上へ戻る](#)

## 【指導歯科医講習会】編

(質問)	(回答)
指導歯科医講習会を受けるにはどうしたらいいのか。	指導歯科医講習会は、財団法人歯科医療研修振興財団、大学附属病院、都道府県歯科医師会等が主催して行われていますので、そちらにお問い合わせください。
指導歯科医講習会を開催するにはどうしたらいいのか。	指導歯科医講習会は、「 <a href="#">歯科医師の臨床研修に係る指導歯科医講習会の開催指針について</a> 」(平成16年6月17日付け医政発第0617001号)に基づき実施してください。
財団法人歯科医療研修振興財団主催「プログラム責任者講習会」は、「歯科医師の臨床研修に係る指導歯科医講習会の開催指針について」(平成16年6月17日付け医政発第0617001号)にある「歯科医師臨床研修指導医ワークショップ」と同等として扱ってもよいか。	構いません。

[上へ戻る](#)

## 【都道府県】編

(質問)	(回答)
管内の臨床研修施設及び大学病院における研修体制を把握したいと考えている。どのような方法があるか。	都道府県が希望する場合、臨床研修に係る事務手續について、管内の各臨床研修施設及び大学病院が都道府県を経由して厚生労働大臣(地方厚生局)に書類を提出する方法を選択することができます。希望する場合は、管轄の地方厚生局に4月末までに申請してください。 また、研修体制を把握するために、臨床研修施設の同意を得て、都道府県が実地調査を行うこともできます。

[上へ戻る](#)

## 【平成22年度の制度改正】編


(質問)	(回答)
現在、臨床研修施設として臨床研修を実施しているが、見直しに伴う手続きは必要か。	次年度に開始される研修プログラムに変更等が生じなければ特に手続きは必要ありません。これまでの研修プログラムは見直し後も引き続き運用できます。
申請様式が見直されたが、既に指定されている施設においても再度申請手続きが必要か。	必要ありません。 ただし、既に指定されている施設であっても、群構成の変更やプログラム新設等により新たに臨床研修施設群を構成する場合にあたっては申請手続きが必要になります。
すべてのプログラムにおいて連携型臨床研修施設の参画が必要とされるのか。	連携型臨床研修施設の参画は必ずしも必要ありません。あくまでグループ化研修を行う場合に限り、連携型臨床研修施設の参画が可能となります。
現在、臨床研修施設として指定を受けているが、連携型臨床研修施設として申請を行うことは可能か。	連携型臨床研修施設は、あくまで1つの研修プログラムを補完する目的で位置づけられた臨床研修施設ですので、現に指定を受けようとする臨床研修施設群以外の臨床研修施設群における申請はできません。
連携型臨床研修施設の推薦状はプログラム責任者以外の推薦状でも可能か。	研修管理委員長など、当該施設における臨床研修の管理・運営に携わっている責任者であればプログラム責任者以外の推薦状でも差し支えありません。
推薦状にはどのような内容を記載すればよいか。様式は示されるのか。	連携型臨床研修施設は、プログラム責任者等から以下のいずれかに該当する旨について推薦を受けていることが必要とされます。 1) 臨床研修の到達目標に含まれる特定の分野について豊富な症例を経験しており、同分野について効果的な指導ができる。 2) へき地歯科医療または在宅歯科医療もしくは障がい者に対する歯科診療等を実践しており、これらの項目を含めた研修プログラムの計画・実施ができる。 したがいまして、任意の書類等に上記の内容の詳細が分かるように記載してください。
協力型臨床研修施設に関して、3月以上の連続した研修を必要としない場合はどのような場合か。	研修期間のある時期において、以下の基準を満たした、いわゆるグループ化研修を行う場合に限り、連続せずに3月以上行うことが可能です。 [1] 5以下の臨床研修施設が共同して実施されること。 [2] 各臨床研修施設の所在地が研修歯科医の負担にならないように配慮されていること。 [3] 各臨床研修施設が研修を行う期間が、協力型臨床研修施設にあっては3月以上、連携型臨床研修施設にあっては5日以上30日以内であること。 [4] 効果的な研修が実施できるよう、適切な研修期間を設定されていること。また、連携型臨床研修施設と共同して実施される場合は、各連携型臨床研修施設における研修期間の合計が各協力型臨床研修施設における研修期間の合計を上回らないようにすること。 [5] 協力型臨床研修施設は、管理型臨床研修施設と協議の上、当該研修の運営を行うこと。 なお、複数の協力型臨床研修施設が当該研修を実施する場合は、当該研修を運営する協力型臨床研修施設を選定する。
現在、臨床研修施設群方式で研修を実施していますが、グループ化研修を新たに取り入れる場合の手続きを教えてください。	いわゆるグループ化研修とは、歯科医師臨床研修の到達目標を効率的に達成する、より多くの症例を経験できるように弾力的な研修を実施することを目的として取り入れる新たな研修の実施方法です。 したがいまして、これまでのプログラムとは異なる新たなプログラムを申請していただく必要があります。
グループ化研修において、「各協力型臨床研修施設において、合計3月以上の研修を行うこと」とありますが、連携型臨床施設にて研修を行う期間は含むのか。除外した期間が3月以上必要なのか。	あくまでも、協力型臨床研修施設では、連携型臨床研修施設での研修期間を除いた3月以上の臨床研修期間が必要となります。 ただし、グループ化研修を行う場合にあって、協力型臨床研修施設は連続せずに3月以上行うことが可能です。

グループ化研修は「5以下の臨床研修施設が共同して実施される」となっているが、「臨床研修施設」の対象施設区分は何か。	協力型のみ、あるいは協力型及び連携型によって構成される5以下の施設を1グループとします。
グループ化研修のうち、いわゆるグループリーダーについて報告は必要か。	施行通知様式の35「協力型(相当大学病院)・連携型臨床研修施設と研修スケジュール」の項目において、どの施設がグループリーダーか分かるように記載してください。
あるグループに属する協力型臨床研修施設は、他のプログラムに参加できるのか。	施設の受け入れ予定人数、実施する研修内容、受け入れ計画等について、研修管理委員会と十分に協議してください。このとき、指導能力や受け入れ可能人数を超えることのないよう注意してください。多くのグループに属する施設に対しては、施設の研修実施状況・研修歯科医の受入予定等について、厚生局等から報告を求める場合もあります。
「診療補助に従事する歯科衛生士が概ね常に勤務する歯科医師と概ね同数又は当該年度に募集する研修歯科医確保されており、」とありますか、どちらかを満たせばよろしいか。	貴見のとおりです。 「歯科衛生士の数が当該年度に募集する研修歯科医と同数である」という要件を満たして指定を受けた施設は、研修歯科医と歯科衛生士がペアになってチーム医療等の研修を実施できるよう配慮してください。
「歯科衛生士を1人以上置くこと」とあるが、常勤で1人以上必要なか。常勤換算で1人以上でよいか。	常勤換算で1人以上の歯科衛生士が必要となります。
「入院若しくは外来患者に対する全身管理の研修」とあるが、必ずしも入院症例は必要ないと解釈してもよいか。	貴見のとおりです。
「全身管理の研修は、鎮静・全身麻酔等を用いた歯科治療における全身管理に係る適切な研修を修了した指導歯科医の下で実施されることが望ましいこと」とあるが、具体的にはどのような研修を修了した指導歯科医を指すのか。	日本歯科医学会の専門分科会又は日本歯科医師会若しくは各都道府県歯科医師会の主催であり、実習や演習等が含まれた全身管理に関する研修会を修了した指導歯科医を指します。
プログラム変更に該当する内容が変わりましたか。	プログラム変更とは、研修プログラムのうち、次に掲げる事項を変更するものをいいます。 従来の(1)臨床研修の目標(2)臨床研修を行う分野(3)臨床研修を行う分野ごとの研修期間(4)臨床研修を行う分野ごとの臨床研修を行う病院、診療所または施設の4項目に加えて、新たに(5)研修プログラムの募集定員(6)研修プログラムの名称についてもプログラム変更に該当する項目として見直しを行いました。
研修管理委員会の議事録は、何年保存すればよいか。	研修歯科医に関する帳簿を5年間保存することとされていますので、研修管理委員会の議事録も5年間は保存することが望ましいと考えております。
協力型臨床研修施設に関して、研修歯科医の受け入れ状況はどのように把握すればよいか。	様式の改正に伴い、並行申請している協力型臨床研修施設においては、全プログラムと管理型臨床研修施設の記載が必要になりました。この情報を基に、研修管理委員会が実態の把握に努めて頂くことが望ましいと考えております。
連携型臨床研修施設において、受け入れる研修歯科医の適切な数はどのくらいを目安に考えればよいか。また、ごく限られた期間において目安の数を超えるのはよいか。	研修歯科医の同時受入定員は指導歯科医数の2倍まで可能ですが、実際に研修を行うにあたって無理の無いようグループリーダーが研修歯科医の受入を配慮する必要があります。 なお、一時的であったとしても、上記の受入定員数を超えることはあってはいけません。
連携型臨床研修施設において勤務すべき日に休んだ場合、理由に関わらず全て休止期間の対象とするのか(休止期間には有給休暇も含まれるのか)。	疾病、妊娠、出産、育児、その他正当な理由であれば休止期間の対象となります。 なお、休止期間に有給休暇は含まれます。

歯科医師臨床研修に関するご意見・ご質問は[こちら](#)。

※ いただいたご意見・ご質問は、今後の歯科医師臨床研修制度の改善のために参考とさせていただきます。

また、ご質問への回答は個別には行われず、上記のQ&Aに追加することにより行わせていただきます。



〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 電話:03-5253-1111(代表)

Copyright © Ministry of Health, Labour and Welfare, All Right reserved.